

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成25年6月21日（金）午後2時10分～午後3時45分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

福岡地方裁判所裁判官 野 島 秀 夫（第1刑事部部総括判事）

福岡地方検察庁検察官 福 田 直 俊

福岡県弁護士会所属弁護士 鍋 嶋 隆 志

福岡地方裁判所裁判官 高 原 正 良（第2刑事部部総括判事）

（司会）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。（「経験者3」は欠番）

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：それでは、意見交換会を始めたいと思います。私は、福岡地方裁判所第2刑事部で裁判長を務めております高原と申します。司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日の意見交換会は、今年の2月から4月に行われた裁判員裁判に裁判員として参加した5名の方々に参加していただいております。今日の意見交換のポイントは、一つ目は、皆さんが実際に裁判員として務められた感想や意見を聞かせていただくということです。それから、二つ目は、審理が分かりやすかったか、分かりにくかったとしたらどういう点を改善したらよいかなど、具体的な視点から遠慮のない辛口の意見を審理に関していただきたいと思っております。次に、評議が話しやすい雰囲気であったか、時間が足りなかったなど、評議についての意見や感想を聞かせていただきたいと思っております。そして最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージを話していただきたいと思っております。そういった点について、意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それから、今日は法曹三者の方も参加をしていただいておりますので、弁護士さんから、自己紹介をよろしくお願いいたします。

弁護士：福岡県弁護士会所属の弁護士の鍋嶋と申します。今日は、皆様の貴重な経験談を聞かせていただきまして、より良い裁判員裁判になるためにはということの勉強をさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

検察官：福岡地方検察庁で検事をしております福田と申します。よろしくお願いいたします。

いします。今日、皆さんの御感想、御意見を参考にして、更に裁判員の方に分かりやすい裁判を目指して頑張りたいと思います。よろしく願いします。

裁判官：福岡地裁第1刑事部の野島でございます。本日はよろしくお願いいたします。3人の方と評議を御一緒しておりますので、評議のときと同様に活発な御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：それでは、意見交換に入っていきたいと思いますが、まず初めに、裁判員を務めた意見や感想を聞かせていただければと思いますので、どなたからでも結構ですけれども、聞かせていただければ。いかがでしょう。どうぞ遠慮なく。では、5番の方からよろしいですか。

経験者5：まず、興味があったんです私は、私の場合はですね。なぜかと申しますと、保護司っていうふうな仕事をさせていただいておりますから、非常に興味がありました。その中でも、私の事案というのが執行猶予付きの保護観察、こういうことがありましてですね、何年というふうな、いろんな裁判官のお話がありましたけど、執行猶予つき5年。例えば、何回も、その間に、またやってしまっ入るような、そういうふうなことがありましたから、実際、どういうふうにして決めているのかなと思って、どういうふうな評議をして決めているのかな、そういうふうなところに興味がありましたから、非常に参考になりました。

司会者：ありがとうございました。他の方、いかがでしょう。何でも結構です、意見や感想。1番の方、お願いします。

経験者1：自分は裁判を5日間担当させてもらったんですけど、一口に言ったら、ものすごく気疲れしました。でも、最初の選任から、せっかく来たので、もう選ばれないかなと思ってですね、選ばれたので良かったなと思ったんです。いろいろ経験、こんな経験ってなかなかないもんですから、何

でも経験させてもらうということで、選ばれて、さっき言われたように、興味もありました。また、もう当たらないかも知れないけど、また当たったら、また参加したいなと思ってます。あと、法廷の中では、何かテレビドラマを間近に見てるような感じで、不思議な感じがしてました。そのぐらいですかね。

司会者：他の方、いかがですか。では、2番の方。

経験者2：裁判員裁判に参加した感想としては、参加して、経験できて良かったと思ってます。自分でやってみたいと言ってみても、参加できるわけではないので、貴重な体験になりました。また、自分が今回経験したことを身近な人に伝えて、積極的にこの裁判員裁判に参加してもらえるようにしていかなければなということをしごく実感しました。それから、テレビやインターネットとかで報道されている事件とか、その辺をしごく身近に感じるようになりました。いつでも自分や家族に起こり得る事件とかを今回担当したので、他人事でもない、自分が被害者とか加害者になるということをリアルな現実というか、リアルに感じることができました。この裁判員制度というのが、裁判を身近なものとかにしたり、日常で起こっているような事件とかを市民の目線で考えて意見を言うことで判決や量刑に影響されるので、自分は、非常に目的は達成できたのかなというのが、裁判員裁判に参加しての感想です。

司会者：では、4番の方、お願いします。

経験者4：私も、裁判員裁判に参加して、今まで、裁判所というのは自分に関係ない所ということで、行くこともないし、全然関わりもないような所から来ましたからですね。しかし、やはり、この裁判員裁判になってから、今まで関心がなかったのが関心を持つようになって、新聞なんかも、今までは事件とか判決とかも書いてあったけど、その中身まで詳しく読んだりとか全然してなかったけど、しかしやはり、何年とかいろいろ書い

であるのを見て、ああ、身近になったというような感じですね。やはり何でも参加してみないと分からないから、非常に良い経験をさせてもらったと思ってます。以上です。

司会者：6番の方、いかがですか。

経験者6：参加して、選ばれたときに、すごく嫌だっという、やっぱり、頭の中に、人を罪に陥れるんじゃないかっていう、そういう懸念があつて。選任されて4日ぐらいしかなかったんですけど、罪に陥れることに対してすごく葛藤がありまして、寝れないこともあったんですけど、選ばれた以上は、これは義務だからということで参加してみたんですけど、思っていたよりも、責任感というか、そういうのはなくて。やっぱり、皆さんの言葉の壁っていうのがすごく大きかったのは、偽りないことなんですけど、それはもう、僕たちは法律に関しては全く素人ですから。ただ、裁判員裁判っていうのは、やっぱり、これからもっともっと広げていってほしいなっていうのが一番最後の感想でした。それと、裁判自体が、人を罪に陥れるっていうふうに僕は理解してたのが、逆だったっていうことをだんだん感じてきて、4日目ぐらいから感じてきまして。最後の記者会見のときにも言ったんですけど、裁判で量刑っていうのは人を助けることだと、逆に執行猶予は付けない方が良いということ、個人的な意見ですけども、執行猶予は付けない方が良い、その代わりに収監されるとプラスされるから、3年間で反省、4年間で反省、5年間で反省することによって、その間は悪いことを防げる、ある意味人を助けることじゃないか、そういうふうに考え方が変わってきました。それと、テレビとかでよく実刑何年っていうのが、あれはこういうふうになって決まったんだと、そういう何か、簡単な事例に対しての、これだったら3年ぐらいかなとか、よく家族の中でそういう会話が飛び交うようになったというか、会社でもです。ただ、当たったときは、余談ですけど、め

ったに当たらないから、宝くじ買ってということで皆さんから大分頼まれたんですけど、そんなことはないからと言って。全国で4万ぐらいしかいない中の一人だっていうことで、今はすごく誇りに思っております。

司会者：6番の方、言葉の壁ということをおっしゃったんですけど、それをもう少し説明を。言葉の壁に戸惑ったというのはどういうことでしょうか。

経験者6：最初に、裁判長が冒頭陳述から入りますと。冒頭陳述って何じゃろうかと、その辺から、もうドキドキドキして、血圧は上がるわ興奮はするわで、安定剤か何か飲もうかなと。実際、法廷に入ったときは、もう顔を上げた瞬間、壇上から見て、もう真っ白ですね。できたらすみません一旦引っこんで深呼吸して良いですかというぐらい。いろんな法曹関係の方、専門語で、裁判所だから話されますので、僕たちに話されてるわけじゃないですから。いろんなことでやっぱり、まず冒頭陳述が何だろうかと、だけど、スマホがないから引く時間もないしということで。いろいろ、裁判官の方がこうだよって、ちょっとメモに書いてもらって。それから、ずっと目を追っていくごとにだんだん、量刑とか、僕たちだったら罰則とかいう言葉を使うのに、量刑がとかって、量刑って何だろうとかですね。そういう専門的な言葉を、ちょっとこれは、僕のは感想でもあるけど、お願いでもあるんですけど、法律を、法曹関係の方が出されるときはそれで通じるんでしょうけど、僕たちにしてみれば、鹿児島の方と札幌の方が話されてるような感じにしか聞こえないところが何か所かあったので、その辺、もう少し素人に分かりやすい法律っていうか、そういうふうな身近なものにすれば、もっともっと理解できたところがあるんじゃないかと思います。

司会者：ありがとうございます。非常に大切な御指摘でしたね。これから私たちは本当に気を付けていかないといけないということが感じられました。5番の方、この話は守秘義務違反にはならないと思いますが、同じ

裁判員の方ともいろいろやり取りがあったというエピソードがございましたね。それを紹介していただけないか。

経験者 5 : 実は話したかったんですけど、時間がないかなと思ってやめたんですけど。実は、私のグループの中のお一人が、24名の中に選ばれた、断るつもりだったけど、またその中から当たってしまった、もう仕方がないと、もうちょっとで70歳になるから断ろうとも思ったけどっていうような、いろんなことをおっしゃってましたけど。その中で、まず最初はそういうふうなことで、何かちょっと感じの違う方がいらっしゃった、ふてくされてではないですけど、そんな感じだったんですけど。帰りは途中まで一緒に話しながら帰ったんですけど、ずっと評議を重ねるうちに、そういうふうな感じだった方が、最後には、積極的にいろんなことを自分でお話しをされてましてですね。僕は、そういうふうにしてやっていくうちに、少し和んでこられたんじゃないかなというふうに思っています。これは、やはりそういうふうには、もうなりたくないと思っても、少しずつそういうふうなことがありまして、馴染んでいったんじゃないかなと僕は思うんですけども。私、いろいろ話すんですけど、いや、そんな、裁判員制度になってから、例えばだけど、ひどい判決を下したら、俺、絶対、重荷を負って一生を生きていけないといけないからそういうことはしたくないって、そういうふうな方が、いろんな方がいらっしゃいますけど、やはり、ちょっとしたきっかけで変わるんじゃないかなと、僕は思いましたですね。最初は、絶対嫌というようなことだったんですけど、評議を重ねるうちに、ずっと何日かしましたら、和んでいったというふうなことがありますから、ちょっとしたきっかけでも、やっぱり人は変わるんじゃないかなと思いましたが。その中で、保護司のお話もいろんなことが出まして。裁判員の方から、保護司って何っていうような、保護観察って何っていうふうなことがありましたけど、裁判官

の方が保護観察はこういうもの、保護司はこういうものっていうふうに説明されましたけど、僕たち裁判員の中でも、そういうふうな、いろんな保護司に関しての話はしてたんですけど、わあ、保護司ってなりたくない、そんな仕事をよくするねなんておっしゃいましたけど、そういうふうな、誰もしたくないんだけど大変な仕事なんだなっていうふうには理解していただいたことだけでも良かったなということを感じております。すみません、長くなりました。

2 審理

司会者：皆さんに、裁判員としてお務めいただいた意見や感想を聞かせていただきました。ありがとうございました。それでは、次に、審理のほうに入っていきたいと思います。裁判員裁判では、法廷で見て聞いて分かる裁判というものを目指しているところです。皆さん、法廷で、検察官の話、証拠の説明、それから弁護人の説明等を聞いた経験で、分かりにくかった点やこういった工夫があっても良いのではないかと思った点、この点の工夫は分かりやすく良かったと感じた点など、具体的に話をいただければ大変ありがたいなと思っております。順番に振り返っていただきたいと思うんですが、最初に、先ほど6番の方からいきなり冒頭陳述という言葉が出て驚いたという話がありましたけれど、初めに検察官と弁護人が、冒頭陳述とあって、事件の検察官なり弁護人なりの見立てと言いますか、検察官はこの事件をこういうふうに見ていますよという説明をします。それから、弁護人は弁護人の立場から、この事件はこういう事件ですよというふうな、そういう初めの冒頭に説明があったと思います。この辺の、最初の事件についての検察官や弁護人の説明ですね。それを聞いていて、分かりやすかったかどうかということについてはいかがだったでしょうか。事件が頭にすっと入ってきて、すっと入

っていったかどうかというのは。1番の方。

経験者1：自分が担当した事件は、検察官の方は、我々の裁判員の方を向いて、ゆっくり、何回か同じことを言いながら言われてたので、自分は分かりやすかったです。

司会者：1番の方は、傷害致死で、父親が子供を死亡させたという事件で、正当防衛が成立するかどうか、そういう事件だったんですかね。

経験者1：はい。

司会者：最初の検察官の説明は分かりやすかったということですか。2番の方、よろしいですか。2番の方の事件は、路上強盗を4件繰り返した事件なんですね。その辺、いかがだったですか。最初の説明は分かりやすかったですか。今回の事件はどんな事件なんだろうと。

経験者2：長くなるんですが、4件起訴されていて、手口がほとんど似たような感じだったんですけど、4件全部、細かく説明されてたので、ちょっと長く感じてしまって。それに、僅かな、一件一件は多分違ったと思うんですけど、違いというのが何かよく分からなくなってきたということがあります。似たような説明が多いので、要約してもらったり、省略してもらって、被害者が怪我をしたとかしてないとか、そういったところで重罪になるとか、その判断の材料をくれるような感じの方が分かりやすいかと思いました。

司会者：似たような路上強盗だったものですから、一つ一つの事件の特徴というのが分かりにくかったというところがありますかね。4番の方は、この事件は私の部で担当した事件で、論点がたくさんありまして、まず放火というのが事件なのかどうかというか、犯罪行為として行われたものなのかどうか、被告人は本当に犯人なのかどうか。それから、火の回り方がどういうふうに、家の中で火がどういうふうに回っていったかですね。それから、アルコールの影響で責任能力がどうだったのかというふ

うな判断能力ですね，判断能力が低下していたのかどうか。そういう事件なんですけれども，最初の検察官の説明，あるいは弁護人の説明はいかがでしたか。

経験者 4：一般的に考えて，今，犯罪を犯した人というんですか，少しでも刑を軽くしてもらおうということで，ほとんど，新聞とかを見ると，そのときの責任能力ですかね，著しく心神喪失していたとか，そういうのが多いですもんね。それで，今回の事件というのが，検察官の方は責任能力があるとされるし，弁護士の方は，いや，偶発的なもので責任能力はないというふうに，いろいろ，精神科医の人の話とか，二通りありますけど。しかし，一般的に社会通念上，普通の人がこう考えた場合，これはちょっとおかしいんじゃないだろうかということで，実刑判決が出ましたけど。私なんか思うんですけど，責任能力がない人を社会に野放しにしといたら，早く言えば他の人が迷惑するんですからね，その事件に巻き込まれた方とか，被害に遭った方ですね。でも，そういう方が，責任能力がないからといって，またちょっと出てくるとかなったら，やはり，そこら辺を，今は心とか，いろいろ発達障害とか，いろいろそういう分で，心のですかね，そういうのをやっぱり，今，社会全体が考えないといけないのかなというふうにも考えたんですけどね。以上です。

司会者：5番の方は，殺人未遂で，息子がお父さんを手にかけてという事件ですね。事件の説明自体はどうでしたか。最初の検察官の説明は，分かりやすかったですでしょうか。

経験者 5：検察官の方は，とにかく，裁判員の方がいらっしゃるから，私にいつも目が合うんですね。目が合って，何かゆっくり話すような感じでやっておりましたですね。事件が，弁護士と検事とやり合うような感じじゃなかったですね。両方ともそういうふうなことがなくて，これはどうしよ

うかというふうな、これは同情っていうふうな感じが両方、弁護士からも検察官からも、何か感じ取れましたですね。こちら見てましたから、そういうふうな感じ、生活環境がこういうふうになったからもうこれはっていうふうな感じがありました。そっちのほうから、弁護人の話からでも、検察官の方からの話からでも、そういうふうな感じが、素人でもそういうふうな感じが伝わってきましたですね。ゆっくり話してありましたから、聞き取りやすかったです。

司会者：事件にすっと入っていったというふうな感想ですかね。

経験者5：はい。

司会者：6番の方は、傷害致死でして、これは、お姉さん夫婦の夫婦喧嘩に、お姉さんの弟である被告人が仲裁に入って、そして、そこで、お姉さんの夫と弟さんとが喧嘩状態になったという、そういうケースだったですね。事案の説明は分かりやすかったですか。

経験者6：最初、やっぱり冒頭陳述ですから、緊張があつてですね。私自身かも知れませんが。とにかくメモを取らないといけないということで、一生懸命だったという。割と、ちょっと語弊があつたらすみません、狭い部屋で、同じ部屋を二、三回、加害者の方が殴りに行ったり、被害者の方が殴りに行ったりして、それが説明されるんですけど、2回目に加害者が殴ったのか、3回目に殴ったのかっていうのが、そこら辺が聞くだけの余裕がなくて、箆筒に打ちつけたり、壁に打ちつけたりっていうところで、箆筒なのか壁なのかも分からなくて、評議の途中、そういうのがかなり疑問点として出てですね。だから、ちょっと私、検察側の方と、これからの裁判員のやり方に対してのお願いなんですけど、評議の途中で疑問が出たとしますね、仮定したときに、冒頭陳述だけじゃなくて。例えば裁判長命令で、電話でも良いし、ファックスでも良いし、検察側にもう一回質問できる場所を作っていただければ、本当に、皆さんもそ

うだったと思うんですけど、裁判官とかは慣れてらっしゃるでしょうけど、素人の方が壇上に立つと、本当に何も分からないんですよ。その中で、大事な意見を聞けて、僕が頭が悪いかも知れないんですけど、大事な意見を聞けて言われても、それどころじゃないんですよ、私にとっては。だから、評議の中で、今までは裁判員っていうのは、そこだけでも検察側の意見は聞けないんだということじゃなくて、例えば僕たちの場合は、評議が1日で、約半分以上ありましたから、例えば、1日目に出た疑問に対しての質問っていうのは、検察側にファックスなり電話なりで、今はもう通信も発達してますから、こういうのが出たんだと、もうちょっと詳しい資料を送ってもらえないかとか、そういうふうなのが、やっぱり、これからもっと、やっていく以上、正当な正しい判断、量刑を下すんだったら、そのぐらいのことはやってほしいなど。ただ、疑問を残したままの状態では量刑は下したくないというのが、僕の意見です。

司会者：今のは、初めの冒頭陳述も含めた証拠調べ全体についての意見、感想ということになりますかね。そうしますと、重要な指摘を頂きまして、法廷で見て聞いて分かる裁判というのを目指しているわけなんですけど、その点からしますと、我々法曹は少し反省しなきゃいけないんじゃないかなという指摘が出たんですが。今、検察官の話が出ましたので、福田検事、その辺について、コメントはいかがですか。

検察官：今、冒頭陳述、一番皆さん緊張した中で、検察官のほうで、検察官の事件の見立てとか、証拠によってどんな事実を証明しようとするかとかを説明しますけども。その際に、一応、冒頭陳述メモっていうペーパーをお渡ししてるんですが。どうでしょう、皆さん、やっぱりペーパーを見ながら検察官の話も聞くという形になるんでしょうかね。その辺は、どうですか。やっぱりペーパーは、あった方が、最初からあった方が良

いということですかね。専ら検察官の話を聞いた後で配布するとか、そういう方法もあるんですが、ペーパーがあった方が良いということですか。

経験者 1：大体頭の中に入っていて、また聞くから。

司会者：次は、2番の方、分かりにくいところが、同じような事件が4つあってということでしたが、例えば、もうちょっと冒頭陳述メモを工夫した方が良いとか、そういうところはあるんでしょうか。

経験者 2：そうですね。違いというか、特徴の所だけをもうちょっと書き出すとか。似たようなのが並んでたので、ああ、どれもこれも一緒だなとかいうのが、最初から思ってた、それで、もう全部受け付けないとか、余り、まあ一緒なのかなぐらいで、最初の1件だけ聞いた後は、もう3件ともずっと流したような感じだったので。

検察官：わかりました、参考になりました。

司会者：それでは次に、検察官、弁護士から、証拠調べのときに書面の内容を読んだりするという手続があったと思うんですが、あの書面の内容を読む証拠調べのときに、証拠の説明を聞いて、その書面の内容というのはずっと頭に入ってきましたか。そのこのところの感想を聞かせていただきたいんですけど。証人調べではない、証拠書類を、甲何号証を読みますみたいな感じの、これはこういう書面です、こういう内容です、今から読みますという形で書面の内容を読む手続があったと思うんですが、あの辺の証拠調べは、皆さん、どういう内容の証拠なのかというのは、聞いていて分かりやすかったですか。

経験者 6：証拠の方は、写真と文章もありましたので、非常に分かりやすかったんですけど。写真が、今、すごくマスコミでも問題になってますけど、僕らの場合、そんなに大量出血でもなかったし、僕は仕事柄、出血状況はよく仕事で見えますので、そうでもなかったんですけど。やっぱり目を

つぶってくださいとか、ちょっと顔を背けて良いですよっていうのがありましたので。だけど、文章に関しては分かりやすかったと思います。

経験者5：すみません、一点だけですけど、これは裁判官の方に確認したんですけど、陳述の中にですね、刺した相手方の血液型の血液の鑑定とか、何型かっていう説明はなかったんですよ。それで、なぜなかったのかっていうようなことでお聞きしたんですけど、こういう場合はそこまでっていうようなことで、私は必ずあるもんだっていうことで頭の中にありましたから、なぜなかったのかなと思っていたんですけど。

司会者：5番の方、殺人未遂の事件ですよ。その関係で、特に血液型が、証拠上必要な場合には、やはり血液型は鑑定をして、鑑定書が出てくると思うんですが、おそらくこのケースで、殺人未遂ということで、そこまでの証拠は必要ないというところで、検察官の方もそういう証拠は請求していないんだろうと思いますね。裁判所も採用してなかったんだと思います。

経験者5：素人ですから、そこまで考えてました。

司会者：そういう疑問も、やはり審理の途中にも出していただくというのは大事だと思うんですね。なぜここまでしか調べないのかというところを聞いていただいて、そうすると、裁判で必要な証拠というのはこういうところで、こういった証拠で裁判してますよという説明がおそらくあると思いますので、皆さん、その点で納得していただけるかなと思いますので。その点、どうして調べないんですかという、その辺は皆さん、常に疑問がある点はあると思うんですよ。どうしてここまでしか調べないんですかという点があると思いますね。その辺の疑問や質問もあると思いますので。私もよく聞かれます。どうしてこういうような証拠は調べてないんですかということがありますけども、今回の事件はこういう事件で、検察官も、これだけの証拠で証明できるという判断をお持ちでいる

んだと思います，裁判所の方も，この事件であれば，そのための証拠はこれで，それで事実が認定できると判断していますみたいな説明をすると思います。他には，書証を読んで調べる証拠調べの方法について，意見や感想はございませんか。特にありませんか。

経験者 4：私のところは，放火だったわけなんですよ。それで，シンナーの引火性ですね，そういうのがいろいろ焦点に，どこからどうというふうにと。あの中で，シンナーがどれだけの引火性があるかという，そういうふうなのをですね，参考にとったのを見せられたら良かったんじゃないかなというふうな感じを。何 c c で，もしシンナーが引火したら，これだけの火力があるんですよという感じのですね。そういうところが気付いた点ですね。

司会者：証拠を読んで説明する証拠調べの関係については，他に皆さん，御意見や感想ございませんか，そのくらいでよろしいですか。それでは，次に証人尋問に移っていきたいと思いますが，今回，まず 1 番の方が傷害致死で，お父さんが子供に対してということで，やはり家族の問題で，家族の方が証人として出てきましたね。それから，2 番の方は強盗致傷，これは証人はなかったですかね。被告人質問はあった。4 番の方が，これは精神科のアルコールの鑑定をしたお医者さんお二人に，それぞれ意見が分かれた，この辺の証人尋問がございました。それから，5 番の方は，子供が父親に手をかけたという殺人未遂，これも家族のいろいろな事情があったケースで，証人尋問もあったと思います。6 番の方も傷害致死，これは，やはり正に，お姉さん夫婦の喧嘩に弟さんが入っていったという，これも家族の事件ということで，証人尋問があったと思うんですが，その証人尋問を思い返していただいて，証人尋問が，証人の話を聞いていて分かりやすかったか，この証人に何を聞いているのか，何を説明させたいのかというところが，聞いていて分かりやすかったかど

うかというところなんですね。この感想を聞かせていただきたいんですけど。ちょっと思い返していただいて。いかがですか。

経験者6：自分が覚えているのが、被告人の方の奥さんが状況とか説明されたんですよね、だから、自分の息子、余り変わらない位の年代がいるもんだから、大変やなと聞いていたんですよね。ストーブば投げ付けて、息子が父親に投げ付けたりとか、無銭飲食とか、暴力とか、そういう説明を奥さんがされたんですよ。だから、お父さんが息子を殺すことになったんですけど、自分は、やっぱり被告人の立場になったら、なったらと言うか、こっちから見ていたら、殺してはいるけど、家庭の状況が、自分でも、最初はお父さんが殺したんだろうと思ってたですね。だから、自分も同じ、多分、息子が精神的にもおかしかったら、自分も同じあれなら殺すかも知れないなと思ってですね。そんなふうにして聞いていたんですよね。だから、そういう、奥さんが家庭の状況を説明していたものだから、だから、大変だなと思って聞いてましたけどね。内容は分かったです、いろいろ、奥さんのお話は。

司会者：分かりやすかったですか。

経験者6：はい。

司会者：4番の方、精神科のお医者さんお二人の話ですね、そのお二人の話を聞いてて、分かりやすかったですか。

経験者4：裁判所の方の方が頼んだ精神科医の先生は、被告人を自分の病院でずっと観察して言われてたし、もう一方の方は、そういうふうに直接本人を病院で見てるんじゃないけど、ただ、いろいろな所見で話されていたけど、普通、一般的に考えたら、直接そうやってずっと観察していた方が当たるんじゃないだろうかというふうに、大体、普通思うけど、しかし、私たち裁判員というのは、いや、そうやって、どっちを信用というのか、なかなかそこら辺が、お医者さんじゃないからですね。ただ、あとは御

本人が、そのとき心神喪失していたら、それこそ無罪でですね。といって、もう一方は、いや責任能力があるとなったら、放火で建造物で、人が住んでる所だったら5年とか言われるから。そこの開きというのがですね、執行猶予が付くのか、5年の実刑になるのかというのがですね。そこら辺が、やはり、やっぱり1か月間だったら1か月間入れて、そして、同じフェアな感じでされなかったのかなというのが、ちょっとそこら辺が疑問に思ったということですね。

司会者：お医者さんの方は、言葉を聞いていて、法廷で説明を聞いていて、言葉が難しすぎたとか、その辺の意見、感想なりはいかがですか。

経験者4：それは、専門用語とか使われたら、やはり私たちも分からないから、それで、この裁判員裁判というのは、やっぱりそこの業界の言葉じゃなくて、一般の人たちが分かるような言葉に直して話してもらった方が聞きやすいという感じを受けますね。

司会者：この間のはどうでしたか、お医者さんの話を聞いていて。

経験者1：お医者さんは、両方とも、なるほどなというふうに言われますからね、両方とも、自分の考え方で言われますから。そしたら、考えたら、どっちがどうなんだろうかなというふうに、やっぱり素人は、それは迷いますよね。

司会者：と言うことは、中身は理解できて、結局どっちなんだろうと迷ったということになりますかね。

経験者4：はい。

司会者：ありがとうございます。5番の方はいかがでしたか。この証人尋問、話を聞いて、その尋問が分かりやすいかどうか、あるいはもう少しこの辺を工夫したら良かったのではないかというような、何か意見や感想はございますか。

経験者5：全体的には、ゆっくり話してありますし、大体自分は分かったというと

ころがありますけど。証人の方が出てこられまして、いろんな説明、同情的な話をされておりましたけど、その割には、なかなか帰住地が決まらない、そういうふうなのは何で決まらないんだろうかと。やはり、例えばそれを、保護観察になりますから、ちゃんとしなくちゃいけないとなりますから、帰住地が決まらないのは何でだろうか、自分の母親も、おじさんもいらっしゃるのに何でだろうかというふうな疑問は受けましたですね。

司会者：趣旨がよく分からないような質問とか、そういうものはありませんでしたか。6番の方、傷害致死の家族の喧嘩ですけども、どうでしたか、証人尋問は。

経験者6：証人の方が2名出席、参加されたんですけど、一人の方は長年のお友達で、お坊さんをされているということで、そういうことをする人間だと思ってなかったということで、それは当然かなと思いながら聞いてたんですけど。2番目に出られた方は、娘さん、実の娘さんだった。この方は、物心がついた頃からお父さんはいなかったということで、最初に娘さんが言われてたのは、父らしい死に方をしたと言われたので。それは、僕、聞いたんですよ、父らしい死に方っていうのはどういう死に方なんですか、人間って、死に方の定則ってないんじゃないですかって聞いたら、いや、この人はお酒飲んで絶対人生狂わせると思ったっていう発言で。最後に、皆さん方に希望することは、量刑でも極刑を望みますと。娘さんです、実の娘さんですよ。それで、証人の言ってることが真反対なんです。本当に、検察官側と弁護側で違ったので、ちょっと証人が分かれてしまったので、そこはちょっと、非常に戸惑ったところがありました。

司会者：尋問の中身自体は分かりやすかったということになりますかね。

経験者6：そうですね。的確に答えは頂きました。

司会者：証人尋問とか書証の調べについて、鍋嶋先生、福田検察官、何か裁判

員の方に聞きたいことなど、何かございますか。

弁護士：鍋嶋の方から伺いますけども、例えば否認をされてる事件でしたら、多分、検察官は、自分が取調べの段階で、事情聴取の中で聞かれたことに沿って聞くと。それに対して、当然、弁護人としては、この人の言ってることは信用できるかなという観点からお聞きするので、持って回ったような、記憶違いじゃないですかみたいな、そういう質問をすることがあるかと思います。そういう質問というのは、それこそ何のために聞いているんだろうというのは、先ほど同じ趣旨の話がありましたけども、もう一度、そういうのはございませんでしたか、つまり弁護人自身は何が聞きたいのかなという場面は、皆さん、御経験なさらなかったかなと思うんです。これは、別に否認事件じゃなくて、情状を争う事件でもそうだと思いますけど、聞かせていただければと思いますが。

司会者：要するに何が聞きたいんだろうという、趣旨がよく分からない質問ということですかね。

経験者4：私のほうのときの弁護士さんが、主任弁護士さんともう一人おられまして、弁護士さんもむきになって言われたりするんで、そういうふうに言われると、私たち裁判員っていうのは、何か印象を、やはり弁護士さんっていうのは飽くまで弁護士であるんですから、そこら辺の印象が悪いような感じの言い方とか、ちょっと挑発的な言い方とか、そういうものはやっぱり慎むべきじゃないだろうかなというふうには感じたんですよ。なかなかそういうふうには、受け答えでですね、そこら辺がちょっと感じました。

司会者：証人尋問のときの質問する人の態度というか、そういう質問の雰囲気と言いますか、そういうものですかね。

経験者5：私の場合はありませんでした。両方とも、そんな感じじゃなかったですね。同情的なような感じがしましたですね。本当に、この息子は大変だ

ったって、お父さんも反省しきりだったですね。いや、もう、私が悪かったっていうふうなお話をされてまして、全然そんな感じじゃなかったからですね。弁護士さんのお話も、検察官のお話も、本当にこの息子は大変だったろうなっていうような感じが受けて取れましたから、そんなことは全然ありませんでした。

経験者6：僕の裁判のときに言われたんですけど、弁護士さん、国選の方でいらっ
しゃったんですけど、自分が質問されたことに対して、自分が回答される
んです。こうこうこういうことがありましたけど、それは、こうこう
こうでこういうことをされたんですか、それとも、こうこうこうでこう
なんですかじゃなくて、それはこうこうこうでこうされたんですよっ
てというのが3回あったんですよ。自分で答え出すぐらいだったら聞か
なくてもいいんじゃないかなと思ったんですけど。

弁護士：それは証人の方に対してですかね。

経験者6：はい、そうです。

弁護士：それは、先に検察官の方が質問されたんですか。

経験者6：いや、弁護士さんの方から、弁護士さんの質問のときに、あなたはこう
こうこうでしたけど、それはこうこうこうですよ。答えが出て
わけですね、既に弁護士さんの頭の中では。それは、弁護士さんが答
えるべきじゃなくて、参考人なり被告なりが答えることで、それが、僕の
記憶では3か所ぐらいあったので、弁護士さんって何で自分で答え出し
て聞くのかなって、そう印象づいたんですけどもね。

弁護士：主尋問だったのか、反対尋問だったのか、争いがないってことなのか、
ちょっと分からないので一概には言えませんが、争いがあるところ
は、そういう聞き方は少なくともしないようには心掛けてるつもりで
ございますけども、なかなか時間に追われてくると焦るところも事実であ
ると思いますので。

司会者：他に、証人尋問で何かありませんか。証人尋問で、他は特にございませんか。それでは、次に、被告人質問がすべての事件で行われたと思いますので2番の方にも入っていただいて、特に弁護人の方から先に被告人質問をすると思うんですが、その辺の質問について、趣旨不明な質問とか、どういうつもりで言ってるんだろうとか、あるいは、どういう情状面を立証しているんだろうとかですね。そういった被告人質問についての感想、意見などがございましたら。今回は、結構家族の中の事件というのが多かったので、被告人の話を興味を持って聞いたのではないかなと思うんですが。被告人質問についての感想はいかがですか。被告人によっては、口下手でうまく話せないというような人もいるのですけれども、そういった被告人はありませんでしたか。口下手で自分の言いたいことをうまく言えないタイプの人というような、そういうケースはございましたか。皆さん、被告人は大体自分の言いたいことを言える、話せるタイプの被告人でしたか。

経験者2：余り複雑な事件じゃなかったと思うので、分かりやすかったです、非常に。何となく言わされてるとか、聞いたら、余り信用できないなっていうのは、ちょっと印象に残ったっていう感じです。

司会者：もう少し具体的に言っていただくと、どういう点なのでしょう。話してる内容が信用しづらいような中身の話、展開ということでしょうか。

経験者2：何か弁護士さんの方から作ってるのかなみたいな、何となく。強盗致傷だったんですけども、お金目的なのかなとか思ってたんですけど、前の彼女にふられてそれで嫌がらせをしたいとかそういった感じだったので、自分的には単純にお金目的で事件に及んだっていうふうに言ってもらった方がずっと入れたので、何かちょっと回りくどい形になって、ちょっと信用できないなっていうふうに思ったんです。

司会者：その点は、弁護士さんがフォローに入るようなところはありましたか。

大体被告人が話すのに任せきりという、そういうところですか。

経験者 2 : そうですね、はい。

司会者 : 他に、被告人質問で何か感想はないですか。

経験者 4 : 私の事件も、バーボンウイスキーのジャックダニエルを飲んで、そして、ふらふらと歩いて行って、ふらっと入ってというふうな、そういった事件だったんですけど。そして、火を付けたか付けなかったかとか、その時はお酒飲んでるから全然分からなかったとかですね。それで、本人も、自分に不利になるようなことは言いませんから、全然。それで、飲んだ所から火を付けた所までどうやって行ったのかというのもですね、そういった場合、もし、今は防犯カメラというのが大分どこにもついているから、そのとき、やっぱり検察の方がその防犯カメラにこうやって映って、こういう感じで歩いて行ってたんですよって、最後の逃げたところだけは、追い掛けてた人が、どういうふうにして逃げて行ったのかが分かるけど、話されたけど、やっぱりそこら辺も、もし、どういう感じでどういうルートでそこまで来たかというのが、そこら辺があったらもっと良かったんじゃないかなと思ったんですけどね。

司会者 : 被告人自身が、どういうふう歩いて行ったかまったく覚えていないというところなので、中間の記憶がなかったんですね。

経験者 4 : 本当に通ってるのか、通ってないのかですね。

司会者 : 分かりにくかったですね、記憶がないって言うもんですからね。それでは、被告人質問の後、証拠調べがすべて終わって、そして最後に、検察官が、論告求刑という、事件のまとめである論告、刑はどのぐらいの刑が相当だというような求刑をし、その後、弁護士さんの最終弁論があって、この事件について弁護人としてはこう考えていて、弁護士さん自身は刑をどれぐらいにするのが相当と考えているといった弁論があると思うんですが。そういった検察官の論告と弁護人の弁論、この辺のま

とめ方について、意見や感想がございましたら、ちょっと聞かせていただければと思うんですが。まず、検察官の論告、まとめの意見ですね、最終的な。まとめの意見について、何か意見や感想ございますか。1番の方、どうぞ。

経験者1：検察官の方は、もう最初から殺人のような感じで進められているから、そういうふうなまとめになっていきましたね、殺人だから懲役何年と。弁護人の方は、やっぱりそれを助けるほうだから、全然、無罪のほうに持って行くというまとめですよ。だから、その話自体は、ゆっくり、こっち向いて話してくれるので分かるんですけど、検察官の方は、殺人と決めて話しているという感じですよ。

司会者：正当防衛が問題になったケースですから、検察官は、こういう事情から今回は正当防衛は成立しませんよという話をしたと思うんですが、その辺の説明は分かりやすかったですか、まとめの説明は。

経験者1：そうですね。評議で裁判官3人と6人とで話していたら、人の話を聞いているうちに、ああこんな感じで人が死んでいるけど無罪の方にもなってくるかなとか、いろいろ考えていましたね。

司会者：それに対して正当防衛が成立しますよという弁護人の最後のまとめの意見があったと思うんですが、その弁護人の説明は、まとめとして分かりやすかったですかね。

経験者1：それを聞いて、そういうこともあるんだろうねと思って、絶対締めないと死なないと思ってたものだから、でも、その巻き方だと、お父さんがガーってこうするわけです、言葉で説明する。そしたら、そういうことも起こるんだなと思って。だから、その説明は分かりました。

司会者：4番の方は、争点がたくさんあったんですけど、検察官の話を聞いて、大体事件のまとめとして、この争点について検察官はこういうふう考えているのかと、その辺は聞いていて整理できましたか。

経験者4：話を聞いているとですね、やっぱり、どっちもなるほどなっていうような感じで。検察官の方は、放火と住居侵入と、それと窃盗ですね。その三つを合計した分で、何年ですよと言う、大体これぐらいが求刑ですよというふうに言われるし。また今度、弁護士さんの方に言わせると、一応そうやって起こしてるけど、それは責任能力が分からなくて、責任能力がなくてしてるから、これはもう実刑じゃなくて執行猶予ですね、執行猶予が付く判決ですよというふうに言われますから。そこら辺がやはり、私たち裁判員と裁判官3人といろいろ話して、その中で、責任能力がその時あったのかなかったのかなというふうな、そういうところで実刑ということになりましたけど。

司会者：検察官の話と弁護人の話は、まとめの話とすれば分かりやすかったということでしょうかね。

経験者4：はい。

司会者：5番の方、いかがですか。最後の検察官の論告求刑、弁護人の方からの最終弁論について。

経験者5：私は、分かりやすかったと思います。非常に分かりやすかったと思います。

司会者：6番の方、いかがでしたか。

経験者6：検察側のまとめは、やっぱり、これとこれとこれと、こうだから何年ですよという分かりやすい説明だった。弁護士さんの方は、さっき私ちょっと落としましたので今度は上げますけど、若い弁護士さんだったんですが、最後に、この事件で執行猶予が付かなかったら日本の法曹界から執行猶予という言葉は削除してほしいと、こうおっしゃったんです。その言葉に、すごく感動しましてね。すばらしい弁護士さんだと、何かあったら私も頼もうかなと。若い方だったんですけど、非常にインパクトのある強い言葉で、執行猶予が必要だということをおっしゃってました

ので、それはすごく感動しました、私は。

3 評議

司会者：その事件のポイントをしっかりと押さえた論告であり弁論であれば、やっぱり皆さんの印象に残るといふ感想ですね。ありがとうございました。以上、冒頭陳述から証拠調べ、証人の関係とか被告人質問の関係、そして、論告弁論というところの一連の流れについて、皆さんの意見や感想を聞かせていただきました。次に、法廷から離れまして、評議室に入りまして、最終的な評議に入りましたね、この評議についての皆さんの意見や感想を聞かせていただければと思うんですが。その辺、皆さん、評議について何か意見や感想がございましたら、聞かせていただけませんか。何でも結構です。

経験者6：最初はやっぱり、評議に入ったときに、刑がどのぐらいかっていうのがまったく分からない状態で、裁判長に刑が全然分からないんですけどって言ったら、2日、3日目の評議のお昼過ぎぐらいからだんだん分かってきますということをおっしゃってました。確かにだんだん分かってきて、次の日、裁判長の顔を見たときに、間違いないと、これだっていう。そういうふうな指導が上手と言うか、悪く言えば畏にはめられたかなということなんですけど、分かりやすいやり方、専門用語も当然使っていましたけど、やっぱり、流れの中でだんだん分かってくるから心配しなくて良いよと、だから今日は帰ってゆっくり寝てくださいってというようなことだったから、非常に助かりました。

司会者：指導という言葉は裁判員の方はよく使われるんですけども、決して誘導はしていないつもりなんですけれど。

経験者6：誘導はなかったです。方程式みたいなものがあるんだなと。

司会者：刑を決めることで、ですか。

経験者6：はい。

裁判官：私はやってるんですが、刑を決めるプロセスや手順みたいなことの説明は途中で多分すると思うんですが、そういう説明があったという理解でよろしいですかね。

経験者6：そうです、はい。

経験者5：私の話なんですけど、まず最初、私自身は分からないんですよ、裁判員になってから、全然、こういうふうな刑は大体何年ぐらいかっているのが分かりませんから、すみませんがデータがありましたら出してくださいということで裁判官の方をお願いして、こういうふうな事件だったら裁判例としてこういうふうなものがありますと。その辺りはデータを出していただきまして、ああ、こういうものかっているようなことで、大体大まかな、ああ、こういうふうにしてなってるんだなっていうことは分かりました。全然分かりませんでしたからですね。後で、その中で、まず執行猶予が付いたらっていうようなことはありましたけど、私も冒頭で保護司っていうふうな言葉を出しましたが、その中で、いろんなことで、執行猶予期間中にやった方はいらっしゃいますから、また取り消されて、そういうことはありますので、一、二年でも、執行猶予が付いて、出てからまた悪いことをした、近くの住民の方がおっしゃるんですよ、また出てきてから、またやったらこれは大変なことになるから、こんなことはっていうようなことで、もう少し入れといて、また出しているっていうようになると、ちょっと期間をしとかないと、これは大変なことになるなっていうことは、いろんな方の情報から、そう言われました。

司会者：他に何かいかがですか。評議についての意見、感想ですが。

経験者4：私のときも、今までの判例ですかね、こういった事件は今までこうやって出てますっていうのを、一杯出してありましたからですね。それも、やはり幅というのが、同じ事件でも幅があって、そして、やはりプロの

3人の方と、私たち素人の6人が、それでいろいろ、どれぐらいかという
ことを、いろいろ参考にしてですね。やはり、そこら辺、素人の考え
方と、やっぱりプロの見方というのは、若干違いというのがあるのかな
というのを感じましたですね。

司会者：2番の方，どうぞ。

経験者2：私の担当した裁判は、有罪、無罪を争うのではなくて、量刑はどうかっ
ていうことだったので、求刑に対して何年が妥当かっていうことを話し
合いました。過去の判例で何年になってるかっていうのを紹介してもら
ったので、すごい、それを参考にして判決を出すことができました。評
議自体は十分な議論ができたと思ってます。結構、感情的になるような
こともあったんですけど、これ以上ないなっていうぐらい議論は出尽く
したと思っております。

司会者：どうですか。評議の時間とか、自分の意見が十分に言えたかとか、そ
の辺はいかがですか。1番の方，よろしいですか。

経験者1：評議は、みんな活発に、割とみんな意見を言ってましたね。黙っていた
ら言いにくいけど、みんな言ってるから言いやすかったんですよ。裁判
長の野島さんとか、みんな、普通、法廷じゃあまったく笑顔にならない
ですけど、ああいう所では普通の感じでしゃべれて良かったですね。刑
の方は、全然自分は何年か分からない、あの紙には3年か4年って書い
てあったんですよ、私の場合は亡くなってますからね、殺す気がなか
ったということだったから。でも、正当防衛になったら無罪ですよっ
ていうふうな部分、他の裁判官の人が説明されて、ああ、人が死んでい
ても無罪になる場合もあるんだなと思ってですね。評議のときは、いろ
ろ自分も言いたいことを言って、しゃべりやすかったですね。

司会者：評議の場は、やはり皆さんに遠慮なく意見を言っていただける雰囲気
が一番大切だと私は思ってます、その点、私共の方も様々な気を遣っ

ているところなんです、その点、皆さん、そういう話をする事については遠慮なく言えたという感想を持っておられるようなのですが、そういう御感想ですかね。

経験者6：僕たちは、裁判長、裁判官2人、お昼が全部一緒だったんです、4日間とも。意外とざっくばらんで、御飯食べてるときの方が本音が出るというか、本音で話せて、それテレビの見過ぎでしょうとか、そこまで発展するぐらい、裁判官の恋愛の話とか、いろんなプライベートなことまで突っ込んで。だから、それで次の日から話しやすくなったんです、すごく、ああ、裁判官の方も普通の方なんだと。今まで、やっぱり話しにくかったんですけど、だから、これは、皆さんにとっていうのはちょっとあれかも知れませんが、極力そういう時間を、コーヒータイムとか、食事を一緒にするとか、嫌でしょうけど、是非考えていただきたいと思います。

司会者：うちも基本的には一緒なので、2週間の長い間、裁判員の方が却って嫌になるんじゃないかと思うぐらい、ずっと毎日一緒にお昼を食べてたんですけれども。大体、どこの部もそういうふうにされてましたですか、皆さん。お昼は、やはり弁当を食べながら、いろいろ雑談するっていうのは非常に楽しい時間ですよ。いろんな話ができますし、ああいう時間も大事かなと思ってるんですが。皆さんもやっぱり、そういう御要望ですね。お昼は一緒に弁当を食べて、いろいろ雑談して。

経験者ら：是非。楽しかったです。弁当もおいしかったです。

経験者5：最後にいろんな話をしまして、例えば裁判以外のこともちょっとお話しさせていただいて、野球選手の話や、ビールを飲む話や、いろんな話がありまして、楽しかったです。私、食事して、楽しく過ごせました。

司会者：事件が傷害致死とか殺人未遂とか、そういう事件になりますと、やはり事件の内容自体が重いものがありますから、弁当の時間とか休憩時間

に気分転換するのもとても大事なことです。その点は、うまく気分転換もできましたか、休憩時間など。休憩も結構、頻繁に取りますでしょう。あの辺についての感想はいかがですか。結構、こんなに休むんですかみたいな形で聞かれる方もいるんですけども。やっぱり人間の集中する時間を考えたら、せいぜい40分か50分ぐらい集中したらちょっと休まないで、次の集中力がありませんからみたいなことも言ってるんですけども。どんな感じでしたか、休憩時間の方は。

経験者1：やっぱり、全然普段する仕事じゃない仕事というか、そんな感じで頻繁に休憩入れて、そのとき、みんな、裁判員の6人と、自分のときは2人の補充裁判員も、そのとき、休憩タイムのときに、またいろいろしゃべるんですね。だから、そういう休憩が多ければ、そういう普通の意見が、かしまったときには言えなくても、やっぱり、コーヒー飲みながら、ぺらぺらっところ。ああいう時間は必要と思いましたね。

経験者4：それと、私のところは、審理が5日と5日で10日間と、選任手続が1日で合計11日だったんです。あれは、その事件事件によって、日にちはどうやって決めているんですか。

司会者：あれは、予め、公判前整理手続という、要するに準備手続がありまして、今回の事件では証人がどのぐらいとか、それから証拠書類ですね、このぐらいの書類がある、それに、検察官や弁護人に対して、その証拠調べにどのぐらい時間が掛かりますかを見込み時間を聞いて、そうであれば審理の始まりから証拠調べの終わりまで大体2日間ぐらい掛かりますねと。そうすると、事件の中身と、争点が、4番の方のときは争点がたくさんありましたよね、そうしますと、これについては、評議というのは、何日間か、一つずつ結論を出していかなきゃいけませんから、そのためにはどの位の評議時間が必要かということで、審理の見込みを立てます。そうすると、これは何日間、判決まで何日間ぐらい掛かるかな

というのを見込みまして、それで、皆さんに選任期日のお知らせをする
手続に入っていくんですよ。審理の予定が立たないと、選任期日をお知
らせする手続に入っていけないんですよ。ですから、審理の予定をで
きるだけ早く立てたい、準備も効率的に行って、早く見込みを立てて、
皆さんに選任期日のお知らせしてですね。そういう準備をやってますの
で、それで、何日間か見込めるわけです。だから、大体まあこれぐらい
で良いだろうということをやっていますので、もしかしたら、事案によ
ってはもう少し時間があつた方が良かったかなということもあるかも知
れないですね。その辺の感想も、皆さん、もしおありでしたら。特に、
2週間ありましたけども、4番の方、いかがだったですか、期間は。

経験者4：やっぱり、普通大体2週間ぐらい、どの事件もあつてるのかなというよ
うな感じがしてたんですよ。

司会者：あれは、特に長い事件でしたね。普通は、争いのない事件ですと、3
日あるいは4日ぐらいで、判決までいきますが、あれは争点がたくさん
ありましたので、大変時間が掛かったなという、2週間ということので
すね。

経験者4：やっぱり、今まで福岡地裁でされたのは、10日以上、1か月ぐらいの
もあるわけなんですか。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：最高は2週間ですかね。だから、4番の方が担当されたのはかなり長
いのではないのでしょうかね。私自身、個人的には3週間がありますけど
ね。それでは、評議について皆さんの感想を聞かせていただきましたの
で、次に、4つ目というか、最後のポイントになるんですが、これから
裁判員になられる方へのメッセージを、皆さん、経験されたところから、
これから裁判員になられる方へのメッセージをいただければと思うんで

すけれども。どなたからでもどうぞ。アドバイスでも良いですし。どうぞ、お願いします。

経験者6：これは、メッセージじゃないんですけど、裁判員制度のやり方の問題なんですけど、私、実は裁判が終わりましたして2週間目ぐらいに、被害者の奥さんとばったり遇ったんです。それで、たまたま、被害者の奥さんっていうのは、僕たちが量刑した方、弟さんですね。私、ちょっと最初、奥さんに対してかなり鋭い質問をした記憶があったので。

司会者：法廷でですね。

経験者6：法廷で。仕事中にちょっと、駅前なんですけど、電話してたら、降りてみえて。一本道ですから、ずっとそこに行くしかないわけです、タクシーの後を付いて。よくよく行ってみると、僕が仕事に行ってる4軒隣なんですよ。やっぱり遇いたくないっていうのがありましたので、今、道を避けて、かなり遠道して、会社には言ってないんですけど、遠道して行ってるっていう。やっぱり、僕、住居と現場と職場もそのエリアに入ってるわけなんです。だから、裁判員を選ばれるときに、そういうことも加味されて、○区で起きた事件に関しては、△区までは除くとか、例えば、□市は省いた方がいいんじゃないかとか、そういう配慮もしていただきたいなど。だから、私も最初は、ある意味、裁判員になったばかりに被害者だと自分で思ってたんです。だから、出なければそういうことはなかったわけです、出たばかりにそういうことが起きてしまって、会社にも言えないし、かと言って、守秘義務、守秘義務って言われて、うちの奥さんにも話せない、そんなことになって、ちょっと今、道を変えなくてはいけなくてやばいよとか、そういうふうなことも話せないし。だから、裁判員の選択の仕方に、もう少し考慮してほしいということが、まず、これから裁判員される方に。それと、私が個人的に感じたんですけど、裁判員裁判が終わって、量刑が決まった後、僕の場合

は期間は4日間でしたけど、量刑を下した後の答え合わせっていうと分かりかねるんですけど、案件を投げられて、問題を解いて、答えは出したんですけど、それが○か×かっていう返事が裁判所からないんですよ。例えば、本人さんは刑に服されましたとか、納得いかずに上訴されましたとか、それぐらい、これだけやったんだから、それぐらいの、葉書1枚でも、電話、そういうのを聞きたくない人はいいですけど、聞きたい方はお電話で確認してくださいとか、そういう配慮をもう少ししていただきたいなど。と言うのは、やっぱり皆さん、職場に対してもそうですし、何日か迷惑かけてるのに対して、答えが出ないっていうのは、僕はすごく疑問に思ったんですよ。だから、葉書が文書で出せないのであれば、裁判所のここに問い合わせてくださいと。その答えは、刑に服されたか上訴されたかだけの答えだったらお返事できますよっていうぐらいのシステムを作ってほしいなということです。それは切にお願いしたいのと、やっぱり僕みたいに、例えば、遇うって言えば大阪駅でも遇うかも知れないんですが、それ言ってるとできないよって言うんじゃないくて、やっぱり地域性の問題も考えていただいて、二度と、僕らみたいな仕事に影響を受けるような人は余り出してほしくないという観点からも、やっぱり地域性の問題も、もう少し考えていただきたいなと思います。裁判員をされる方に対しては、これからやっぱり、どしどし参加してほしいと、経験してほしいということを常に思っております。以上です。

司会者：ありがとうございます。他の方、いかがですか。

経験者4：私も、今言われたように、私たちにも、やっぱり2週間出てきて、いろいろ考えて、みんなで出した判決が、早く言えば被告人の方が納得されたのか、納得されなかったのか、そういった部分で、やっぱり関係したから、その後のことというのはこの電話番号に問い合わせたら担当した人だけは一応答えますよとかですね。そこら辺が、ちょっとやっぱり、

フォローをですね、私たちもやっぱり気になりますからね。こうやって実刑判決を出したけど、これで良かったのかなということを思いますしですね。それと、今度、選ぶ人ですね、私のところも、24名ぐらい来ていて、裁判員6名と補充裁判員が3名ぐらいだったですかね。9名ですけど、それもやはり、20代、30代、40代、50代、60代とか、それとか女性の方を、やはり、男女均等じゃないけど、女性も半分、男性も半分という感じで、そういうふうにしてもらえたら良いんじゃないかなとかですね。それができなかつたら、今度は補充裁判員の人を女性の人にするとか、そういうバランスですね。また、意見も、20代の人意見もあるし、30代の人意見もあるし、40代もあるし、50代、60代の人意見もいろいろ、年齢によって考え方が違いますからね。そこら辺をお願いしたいと思いますね。

司会者：裁判所に対する要望でもありますけれども、裁判員になられる方へのメッセージ、ひとつ何かございませんか。1番の方。

経験者1：自分は、選任の日に、DVDが2本あったんですよ、だから、選ばれてまして、帰って2本見たんですよ。ああいうのは見てから参加したほうが、これからなられる人も、流れとか分かるからですね、だから、良いんじゃないかと。あとは、気楽な気持ちで、何でも経験するんだというように感じて、予習しておけば良いなと思いました。

司会者：初めに、最高裁から封筒が行ったときに、そこに入ってないですか。

経験者1：そのときはですね、当たるはずないと思っていて、見なかった。

司会者：ありがとうございます。他の人もいかがですか。何か、メッセージはありませんか。

経験者2：この度は本当に貴重な経験をさせていただいて、ありがとうございます。もし裁判員に選ばれたとしたら、最初は不安で一杯だと思うんですが、裁判官の方とかが、同じ目線に立って、分かりやすく説明してくれ

たので、そんなに法律知識がなくても、すんなりと判決まで出せると思うので、裁判員に選ばれたら、辞退を検討するのではなくて、選ばれたからには参加するという、参加してもらって新しい発見をしていただきたいと思います。

経験者5：私も同じなんですけれど、皆さん、選ばれて、最初は嫌々来た人もいらっしやる。だけど、終わりには、やはり参加して良かったっていう言葉を聞きましてですね、自分も良かったと思いますから。頭から拒否するんじゃないですね、やっぱり積極的に参加したほうが自分のためにもなるし、世の中のためにもなりますから、そうしていただきたいと思っております。

司会者：皆さんからの要望も出ました、そして、裁判員になられるかたへのメッセージもいただきました。ありがとうございました。

裁判官：一点だけ、確認だけよろしいですか。

司会者：はい、どうぞ。

裁判官：6番の方に、被害者の妻とばったり遇ったということですが、あちらから何かされそうになったとか、あちらが覚えてる節があったということはあるのでしょうか。

経験者6：いや、僕がもう、ぱっと反対を向きましたので。

裁判官：なるほどね。そういったことはないということによろしいですかね。

経験者6：はい。

司会者：それでは、鍋嶋先生、福田検察官、何かございませんか。

弁護士：6番の方が、裁判を広げてほしいというふうな発言を最初にされたという記憶があるんですけども、それは、今、ある程度比較的刑が重い重大な刑事事件に関して来てくださいというふうなことになってるかと思うんですけども、例えば、それがもっと別の犯罪類型ですね、そういうところまでも自分たちは関心があると、そういう御趣旨で発言された

のかをちょっとお聞きしたいんですけど。

経験者6：裁判員裁判っていうのは、今はほとんど3年から5年ぐらいの実刑の傷害致死，死亡事件が多いですけど，もっと広げてほしいっていうのは，さっきもお話ししたんですけど，民事にも介入してほしいし，もっともっと，行政が絡んだような，例えば，福岡市で昔ありましたけども，埋立地の石を100万で買ったとか，それは詐欺じゃないかということになって，ちょっと一時問題になったんですけど，そういう裁判に，やっぱりもう少し広げてほしいなど。だから，今，我々から離れたところの裁判してるんですけど，それをもっと身近なところ，例えば，極端に言えば交通裁判とか，そういうのも取り入れてもらったら，これからもっと皆さんも身近なところで裁判ができて，裁判員はちょっと嫌よねっていう言葉が減ってくるんじゃないかなと思うんですけど。そういう趣旨で，広げてほしいということを言いました。

弁護士：ありがとうございます。これは他の方もあるんですけど，例えば争いのない事件を担当された方は，誤解を恐れず言うと量刑を決めるだけというような説明があるかと思うんですけども，量刑を決めるだけのためにわざわざ呼ぶなよというような感想なのか，それとも，やはり量刑を市民と一緒に考えたからこそ価値があったというふうにお考えなのか，それはどういうふうな御感想をお持ちかと。これは，6番の方だけじゃなくて，他にも量刑を決めるのが主な争点だったっていう裁判の御経験があらうかと思えますけれども，教えていただけないでしょうか。

経験者6：僕はやっぱり，量刑を決める，犯した罪に対しては何らかの処罰があるっていうのは当たり前のことだと思いますから，量刑を決めるっていうのが答えです。争点だけだと，僕たち，多分，分からないと思うんですよ，専門家じゃないですから。だから，やっぱり量刑を，こういう罪に対しては，例えば簡単な話，20キロスピード違反したら1万何千円の

罰金だよっていうのと結論は一緒ですよ。その場で切符切られると、それが4日なのか、その場で切符切られるかの違いだと。やっぱり白があつたら黒がないとまずいかなと、僕は思いますので。争点だけの裁判というのは余り分からない、分からないというのが正解じゃないですかね。漠然とした答えで申し訳ないですけど。すみません。

司会者：先生，よろしいですか。それでは，今日の意見交換は以上で終了とします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。